

建通新聞の新聞記事（令和5年6月9日付）

保守点検料金「積算基準」7年振りに改定！

－ 消防保守点検協同組合 －

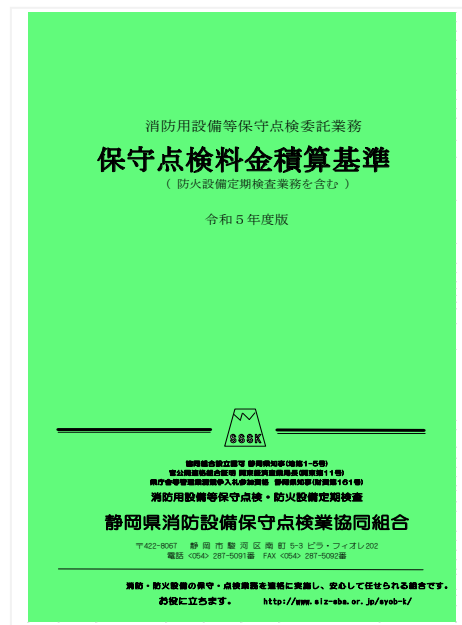
静岡県消防設備保守点検業協同組合（西川和宏理事長）は、令和5年6月、消防用設備等保守点検料金の積算基準を7年振りに改定し「令和5年度版冊子（写真）」を発行した。

西川理事長は「積算基準は国が公表している法令遵守事項を一つの冊子に集約したもの。保守点検料金が、法令遵守事項に基づく積算を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防の関係者だけでなく社会の全ての皆様に再認識していただけるよう普及・活用を呼び掛けていく」と意気込みを語る。

組合設立30年、官公需適格組合（国が官公庁の業務を実施する能力・体制ありと認定した協同組合）22年の地道な現場活動に裏づけられた呼び掛け、取組の背景には、労務単価、歩掛かり及び点検基準・要領等をつなげた「適正な保守点検」（業法制定）の必要性の高まり、地域専門事業者の衰退や保守点検資格者の確保困難の加速化、消防用設備等の高度化・専門化による生活現場の変化等をあげることができる。

静岡県による公契約条例制定（令和3年3月）及び取組方針の策定、平常時に頻発した消防用設備等の作動事案、二酸化炭素放出と現場作業者の被災、アナログからデジタルへの技術移転など消防用設備等の保守点検を通じた火災予防の現場は、今、大きく変わろうとしている。

そうした中、全国に例がない取組と評された（令和2年2月「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞受賞・一般財団法人商工総合研究所）組合による「積算基準」の取組の行方が注目される。



(3)

建通新聞 R5.6.9

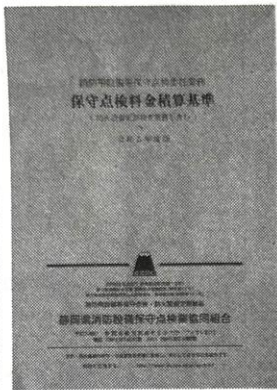
日 新 聞

総合NEWS

料金積算基準を改定

県消防設備保守点検業協組

静岡県消防設備保守点検業協同組合(西川和宏理事長)は、消防用設備等保守点検料金の積算基準を7年ぶりに改定し「令和5年度版冊子」を発行した。写真。



西川理事長は「積算基準は国が公表している法令順守事項を一つの冊子に集約したもの。保守点検料金が、法令順守事項に基づく積算を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防の関係者だけでなく社会の全ての皆さんに再認識してもらえよう普及・活用を呼び掛けたい」と意気込みを語る。

組合設立30年、官公需適格組合22年の地道な現場活動

に裏付けられた呼び掛け、取り組みの背景には、労務単価、歩掛かり、点検基準・要領などをつなげた「適正な保守点検」(業法制定)の必要性の高まり、地域専門事業者の衰退や保守点検資格者の確保困難の加速化、消防用設備などの高度化・専門化による生活現場の変化などを挙げる事ができる。

役員・従業員や家族、市役所職員、市民らが来場し、

写真。当日は協会員ら69人が献血に協力した。

デジタルへの技術移転など消防用設備等の保守点検を通じた火災予防の現場は、今、大きく変わろうとしている。

浜松河川国道などと意見交換

島田建協

島田建設業協会(朝倉純夫会長)は、国土交通省浜松河川国道事務所、静岡県志太榛原農林事務所との意見交換会を島田市内で実施した。写真。当日は、浜松河川国道事務所から名久井孝史所長ら7人、志太榛原農林

そつした中、全国に例がない取り組みと評された(20年2月「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞受賞・一般財団法人商工総合研究所)組合による「積算基準」の取り組みの行方が注目される。

事務所から塚本剛次所長ら3人、協会から朝倉会長ら5人が出席した。浜松河川国道事務所との意見交換会では、コンプライアンス推進計画や総合評価ガイドラインの一部改訂などについて事務所から説明された他、協会からは技術者の労働時間短縮などが挙げられ、意見を交換した。名久井所長は冒頭、災害時の柔軟な対応や日頃の事業への協力に感謝

地域貢献

地域住民らと



を第一に掛長を準備しよき交換

関 係 各 位

静岡県消防設備保守点検業協同組合
理 事 長 西 川 和 宏

令和 5 年度 「第 29 回通常総会」 理事長挨拶

皆様こんにちは。本日は、当組合の令和 5 年度「第 29 回通常総会」に、ご多用中にも拘わらず、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、組合設立から 29 年目の総会に、毎年、ご出席いただいておりますご来賓の皆様に加え、衆議院議員で自民党県連会長の「城内実」先生には、国会の都合上、この後の懇親会よりご出席いただけることになっております。また、「中沢公彦」県議におかれましては、5 月 19 日に開催予定の臨時県議会での次期議長選出で県議会議長候補に選ばれていると伺っております。錚々(そうそう)たるご来賓の皆様をお迎えできることを心から感謝し光栄に思いますとともに、引き続き、地域中小企業の振興、とりわけ専門業者の組合として喫緊の課題である「業法」制定の為に力添えを賜りたいと思います。私ども専門業者の組合員一同、火災予防、地域経済の活性化に「全力で当たれ！」と叱咤(しった)激励をいただいている、そう強く胸に受け止め、より一層、気を引き締めて邁進してまいる所存であります。

昨今の「消防用設備等保守点検業」の状況です。

私は、今(いま)ほど、消防用設備・防火設備等の維持管理、保守点検が注目されている時は無いと思います。ご案内のとおり、建物など防火対象物、それに設置される消防用設備等は、日々、「高度化・専門化」及び「機器等の経年劣化」が進み、益々、専門知識や経験が必要とされる「重要な設備」に変貌しています。課題は山積(さんせき)しておりますが、最も深刻なのは「地域専門業者の衰退」が見られる中、県や市など各種消防用設備等の保守点検業務「入札参加」申請において、点検資格者が「一人以上居れば良い」とする委託契約が締結される場合が少なからず有ることです。こういった取扱いが「現場の点検資格者の育成」を困難にし、人手不足に拍車を掛け「現場力(げんばりょく)の弱体化」を加速させています。

私ども協同組合は、平成 6 年 7 月、「明日(あす)の保守点検業界」を目指し、総合的な技術力・人材を必要とする大規模施設等の「保守点検の担い手」として貢献できるよう、15 社の志(こころざし)ある防災専門業者で組合を設立しました。設立から 29 年——国から官公需適格組合の認定を受けた「静岡県知事・設立認可の協同組合」として、現在では組合員・63 業者が雇用等する点検資格者及び防火設備検査員など約 5 百人の専門技術者によって学校施設等一括発注に対応する「資格者のみによる業務体制」を構築するとともに、経験豊富な現場専門従事者の育成・確保に努め消防法令など法令を遵守して「適正な保守点検」をひた向きに実施しております。また、組合員である業者は、官公庁施設だけでなく県内民間施設においても地域専門業者として地域の皆様に寄り添い、契約に基づき消防用設備・防火設備等の保守点検業務を実施しております。

令和 5 年度以降も、組合は「適正な保守点検料金」による「法令遵守の保守点検」を徹底するため、7 年振りに改定(裏面「経過」参照)した「消防用設備等保守点検料金の積算基準」の普及及び活用に全力で取り組み火災予防の推進に貢献してまいります。

そうした中、組合の理事長として特に申し上げたいのは、組合をご支援いただく「全ての皆様」に対する感謝とお礼です。組合活動を現場で支える「組合員企業や組合員個人事業者」、「その社員の皆様」、また消防法では設置と維持が義務づけられ、設置には業法があるが、維持管理上の定期点検報告業務については適正な業務執行を指導・監督する業法がなく、したがって極めて困難な競争を強いられる状況下で、浜松市小中学校施設一括発注を受注し、さらに県庁や県立高等学校及び静岡市などからも一括発注を受注するなど、現在の協同組合の礎(いしずえ)を築いていただいた「共同受注委員や受注担当の皆様」、「県や各市のご当局」はじめ「組合事務局や様々な業務を担当される事務方の皆様」を含む「ご理解とご支援いただく全ての関係の皆様」に心から感謝と御礼を申し上げます。

業界や組合を取り巻く環境は、未だかつてないほど厳しさを増しております。

組合員及び関係の皆様におかれましては、組合活動へのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本日の総会の円滑な進行につきご協力をお願い申し上げます、理事長挨拶とさせていただきます。

(了)

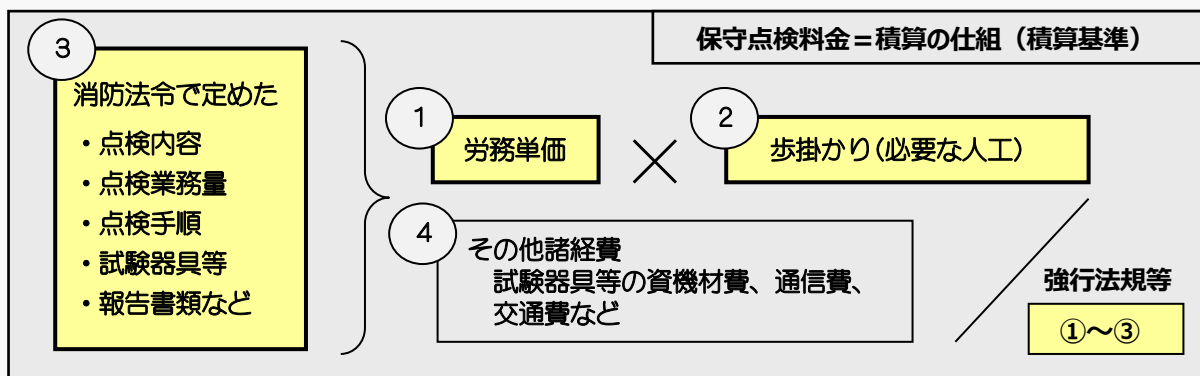
「積算の仕組」の普及・活用を目指して

官公需適格組合（中小企業庁 平成 13 年 11 月認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合



- **総務省 HP「地方公共団体における調達（入札・契約）は、より良いもの、より安いものを調達しなければならない」という原則、但し法令遵守事項の徹底が義務です！**

当組合が本書を発行するのは、消防用設備等（防火設備を含む）保守点検料金が、総務省ホームページで示される「より良いもの、より安いものを調達」という原則とともに、「法令遵守事項に基づく積算」を基本としている事（仕組）を、火災予防に関わる全ての皆様に再認識していただくためです（下図）。



- **消防用設備等保守点検は、通常、民間事業者へ業務委託（企業活動）！**

消防法令が義務づける「消防用設備等（防火設備を含む）保守点検」は、消防法違反には罰則適用もある非常に厳しい法定義務ですが、通常は民間事業者への業務委託（企業活動）の形をとって行われます。ですから、保守点検料金の算定は、消防関係の法令遵守事項（点検基準や点検要領等）は勿論のこと、保守点検料金の労務単価・積算基準・積算要領（国土交通省「建築保全業務」関連）や労働法令（労働基準法・最低賃金法等）など業務全般の「法令遵守事項に基づく積算」でなければなりません。

- **法令遵守事項をつなげると・・・！**

法令遵守事項（抜すい）は次ページ

激しい価格競争の中で、消防法令が義務づける業務を前提に、国が示す労務単価や歩掛かりを照らし合わせた場合、大幅に労務単価を割り込む（逆に歩掛かりが不足する）公契約や、労働法令（賃金に関する強行規定）や消防法令（有資格者点検に関する強行規定等）遵守を説明できない公契約が、法令違反だけでなく、皆様が火災から守るべき生命・財産等にとって“深刻な危険”を含むものであることは明らかです。

- **すべての数字（金額）には意味がある！**

国が公表している法令遵守事項（法令・告示・通知だけでなく業務基準や業務要領を含む）を一つの冊子に集約した本書が、保守点検料金が「法令遵守事項に基づく積算」を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防に関わる全ての皆様に再認識していただく一助になれば幸いです。

—— すべての数字（金額）には意味がある！

【参考】 法令遵守事項（抜すい） / 消防用設備等保守点検料金の積算

- ★ 国土交通省「令和5年度建築保全業務労務単価（令和5年2月14日見直し版）」
 - ★ 国土交通省「平成30年版・建築保全業務積算基準（平成30年9月12日付・国営保第23号）」
 - ★ 国土交通省「平成30年版・建築保全業務積算要領（平成30年9月12日付・国営保第26号、最終改定令和2年6月15日付・国営保第8号）」
 - ★ 厚生労働省「最低賃金法」「労働基準法」等の労働法令
 - ★ 消防庁告示「消防用設備等の点検基準」
 - ★ 消防庁通知「消防用設備等の点検要領」
- （注）詳細は各機関ホームページでご確認ください。

- ★ 国土交通省「令和5年版・建築保全業務積算基準（令和5年3月30日付・国営保第27号）」
- ★ 国土交通省「令和5年版・建築保全業務積算要領（令和5年3月30日付・国営保第28号）」

（追補）令和5年3月30日付で次の資料が公表されたが、本書は上記資料に依拠して作成した。但し、今後は必要に応じて増補版を作成する（予定）。

組合の取組（経過）

令和5年6月1日整理

- 令和5年（2023年）6月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検業協同組合
消防用設備等保守点検委託業務 令和5年度版「保守点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」全36ページ
- 平成28年（2016年）10月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成28年度版「点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」全34ページ
- 平成20年（2008年）10月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成20年度版「点検料金積算基準」全31ページ
- 平成18年（2006年）6月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成18年度版「点検料金積算基準」全32ページ
- 平成16年（2004年）6月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成16年度版「点検料金算出基準」全32ページ
- 平成14年（2002年）5月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成16年度版「点検料金算出基準」全30ページ
- 平成11年度（1999年度）刊 > 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等の工事と点検委託業務について 全28ページ
- 平成7年（1995年）8月刊 > 静岡県消防施設業協同組合
分冊-1 消防用設備等 点検料金算出資料（基本的な考え方・まえがき等＋消防用設備等別算出資料（1）消火器～（28）消防用水） 全29ページ

分冊-2 消防用設備等 点検料金算出資料（消防用設備等別算出資料（1）消火器～（25）蓄電池設備）全21ページ